

様式第3－2号

農業振興地域指定年度 平成22年度
農業振興地域整備計画策定年度 令和 7年度

長浜市農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更〔案〕）

令和7年10月22日〔変更協議〕

滋賀県長浜市

1	農業振興地域整備計画変更同意年月日 (計画全体の変更)	令和7年8月18日	前回整備計画変更同意年月日 (農用地利用計画のみの変更)
---	--------------------------------	-----------	---------------------------------

2 変更理由

番号	整備計画の項目		農用地区域を変更する土地				同左の現況別面積				土地利用計画変更の理由	法的根拠等 確認事項
	頁と 区域番号	平面図 番号	別添図 番号	大字	字	地番	現 況	除外する 土地	編入する 土地	用途別面積		
1	P 6 A	139	7	榎木 町	上日 ウラ	2009 番	田	662 m ²	m ²	田 ▲662 m ²	(資材置場) 土地利用計画については、申出地近隣で湖北地域のインフラ整備を行う事業者が、事業拡大に伴い既存の資材置き場が手狭になったため拡張するもの。既存敷地の近隣で用地確保を検討するも交渉が整わず、他に適地はない。 規模については、具体的な土地利用計画をもとに必要な面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。 また、位置的に農用地区域の縁辺部に位置し、所有者が保全管理を行う農地である。土地利用計画及び申出地の現況から、周辺農地、農作業効率、農地利用集積及び土地改良施設機能への支障は	農振法第13条第2項各号該当 ・第1号 必要かつ適当、代替性なし ・第2号 地域計画の達成に支障なし ・第3号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第4号 農用地利用集積に支障なし ・第5号 土地改良施設の機能に支障なし ・第6号 土地改良事業完了後8

											ない。 土地改良事業の実施状況を確認した結果、受益地外である。地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	年経過
2	P 7 B	139	7	三 田 町	三 ノ 窪	647 番	畑	156 m ²	m ²	畑 ▲156 m ²	(一般住宅) 彦根市で暮らしている申出人は、高齢になられる実家の母を支えるため、実家の隣地で自身の家族が移り住む住宅の建築を計画された。 規模については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。 また、位置的に宅地に接しており、農作業効率や農地利用集積への支障はない。また、土地改良区受益地ではないことから、変更はやむを得ない。 地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	農振法第 13 条第 2 項各号該当 ・第 1 号 必要かつ適当、代替性なし ・第 2 号 地域計画の達成に支障なし ・第 3 号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第 4 号 農用地利用集積に支障なし ・第 5 号 土地改良施設の機能に支障なし ・第 6 号 土地改良事業完了後 8

												年経過
3	P 7 B	132	8	乗 倉 町	下 伊 豫町	519 番 520 番 1	田 田	1, 891 m ² 873 m ²	m ²	田▲2, 764 m ²	（駐車場及び工場） 申出人は、乗倉町で約 50 年以上製品のスリット加工事業・プレス加工事業・自動カッター加工事業を行う事業者である。既存工場の老朽化及び機械設備の更新等により、改築・改修の必要性が発生したことや、一部県道に資材運搬車両を駐車する問題を解消するため駐車場及び工場用地の整備を計画された。 規模については、具体的な土地利用をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。 また、位置的に水路、道路と面しており、農作業効率や農地利用集積への支障はない。 直近土地改良事業の完了から、8 年以上経過しており、また地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを	農振法第 13 条第 2 項各号該当 ・第 1 号 必要かつ適当、代替性なし ・第 2 号 地域計画の達成に支障なし ・第 3 号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第 4 号 農用地利用集積に支障なし ・第 5 号 土地改良施設の機能に支障なし ・第 6 号 土地改良事業完了後 8 年経過

											得ない。	
4	P 7 B	131	7	西 主 計町	八 反 田	1126 番 1127 番 1129 番 1131 番 1132 番 1133 番	田 田 畑 田 田 田	944 m ² 1,460 m ² 179 m ² 2,635 m ² 1,277 m ² 1,669 m ²	m ²	田▲7,985 m ² 畑▲179 m ²	(駐車場) 申出人は、電子応用機器・部品及び付属品の製造販売及び製造下請などを営む事業者である。近年、受注量が増加し生産体制の強化が必要なため浅井工場（当該地隣地）の拡張工事を実施された。それに伴い従業員が増員するため、駐車場の確保が必要となった。 計画している駐車場は既存工場敷地に近く、また、従来の駐車場の東側に隣接しており、近隣に住居も無いことを考慮し土地の選定をされた。 規模については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。 また、位置的に水路、道路等と面しており、農作業効率や農地利用集積への支障はない。	農振法第13条第2項各号該当 ・第1号 必要かつ適当、代替性なし ・第2号 地域計画の達成に支障なし ・第3号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第4号 農用地利用集積に支障なし ・第5号 土地改良施設の機能に支障なし ・第6号 土地改良事業完了後8年経過

											直近土地改良事業の完了から、8 年以上経過しており、また地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	
5	P 7 C	135	7	落 合 町	平田	476 番 2	田	1,773 m ²	m ²	▲田 1,773 m ²	(資材置場) 申出人は公共土木・民間事業を請け負う事業者である。今後、経営拡大により大型機械導入を計画されており、現在の資材置場が集落近接であり、また狭小であるため新規の資材置場を計画された。 申出地は、県道香花寺曾根線に面した既設資材倉庫に隣接し一体利用が可能であり、当該地を中心に県道・市道及び民間の除雪拠点としての位置づけを考慮したうえで土地の選定をされた。 規模については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。 また、位置的に水路、道路等と	農振法第 13 条第 2 項各号該当 ・第 1 号 必要かつ適当、代替性なし ・第 2 号 地域計画の達成に支障なし ・第 3 号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第 4 号 農用地利用集積に支障なし ・第 5 号 土地改良施設の機能に支障なし ・第 6 号 土地改良事業完了後 8 年経過

											面しており、農作業効率や農地利用集積への支障はない。 直近土地改良事業の完了から、8 年以上経過しており、また地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	
6	P 7 D	130	7	宮 部 町	大場	3030 番	田	1, 964 m ²	m ²	▲田 1, 964 m ²	(駐車場) 申出人は、地域の整形外科医療を担う医療法人であり、木之本町、西浅井町、余呉町など市北部地域からも多くの患者が来院されており、今後も患者数の増加が見込まれているため、駐車場の拡張を計画された。 来院者数が多く、職員用の駐車場は院外の別の場所で確保されているが、それでも駐車スペースが不足していることから、周辺道路に路上駐車が発生する状況となっている。申出地を駐車場として拡張することで、来院者が安全に来院できるように既存敷地の近接にて土地を選定された。 規模については、具体的な土地	農振法第 13 条第 2 項各号該当 ・第 1 号 必要かつ適当、代替性なし ・第 2 号 地域計画の達成に支障なし ・第 3 号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第 4 号 農用地利用集積に支障なし ・第 5 号 土地改良施設の機能に支障なし ・第 6 号 土地改

										利用計画をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。 また、位置的に水路、道路等と面しており、農作業効率や農地利用集積への支障はない。 直近土地改良事業の完了から、8年以上経過しており、また地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	良事業完了後8年経過
7	P 7 D	129	7	五村	西 ヤ ケヤ	63 番 1 64 番 65 番 372 番 1 373 番 1 376 番 1 377 番 1 377 番 2 378 番 1 379 番 1	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	355 m ² 755 m ² 791 m ² 784 m ² 981 m ² 1,051 m ² 971 m ² 3,008 m ² 1,107 m ² 1,110 m ²	m ²	▲田 10,913 m² (駐車場) 申出人は、リサイクル廃棄物の運搬に大型車両 40 台と専用コンテナ 180 台を保有している事業者である。既存のコンテナ置き場にリサイクル工場の増設を計画されており、工場を増設する場所に設置していた大型車両及びコンテナを申出地に移動させるため必要が生じた。 規模については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算しており、必要かつ適当である	農振法第 13 条第 2 項各号該当 ・第 1 号 必要かつ適当、代替性なし ・第 2 号 地域計画の達成に支障なし ・第 3 号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第 4 号 農用地利用集積に支障

										と認められ、除外面積は過大ではない。 また、位置的に水路、道路等と面しており、農作業効率や農地利用集積への支障はない。 申出地は未整備田であるため、土地改良事業が行われておらず、地元自治会及び農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ない。	なし ・第5号 土地改良施設の機能に支障なし ・第6号 土地改良事業未実施
8	P 8 F	91	7	高 月 町 高 月	橋碇	2509 番 2510 番	田 田	1, 188 m ² 1, 035 m ²	m ²	▲田 2, 223 m² (浄水場) 申出人は長浜水道企業団であり上下水の管理調整等業務をされている法人である。平成 30 年完成の長浜水道企業団水道ビジョンによりランニングコストの高い木之本地区の大音浄水場を廃止し、木之本地区へ水道供給をするため高月浄水場の増強を計画された。 土地については、埋設の水道管の新設のコストが高いことから、既存の配管を利用し、かつ浄水場の機能を持たせるため、既存の浄水場に近接する申出地を選定さ	法第 10 条第 4 項該当 ・農地的土地利用に供しない公益性の特に高い事業に係る施設の用に供されるもの(規則第 4 条の 5)

											れた。 この施設は水道法による水位同事業の用に供する施設であり、既設の配管を利用することにより、必要最小限の面積となるように計画されている。	
9	P 9 G	73	5	木 之 本 町 黒田	石田	1044 番 1044 番 1 1045 番 1045 番 1 1046 番 1046 番 1 1048 番 1048 番 1 1049 番 1049 番 1 1050 番 1050 番 1 1051 番 1051 番 1 1052 番 1052 番 1 1053 番 1053 番 1 1054 番 1	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	727 m ² 254 m ² 775 m ² 280 m ² 975 m ² 482 m ² 429 m ² 231 m ² 445 m ² 290 m ² 479 m ² 307 m ² 576 m ² 357 m ² 540 m ² 386 m ² 597 m ² 466 m ² 318 m ²	m ²	▲田 9,219 m ²	(工場) 申出人は創業 90 年を超える産業・医療機器等幅広い分野で用いられる高性能繊維製造業者である。既存事業所の老朽化、また、駐車場のスペース及び製造後の製品資材の保管場所の不足等の問題を抱えており、解消するためには十分なスペースが必要であるため、今回の除外を計画された。 既存事業所は山際に位置し、すでに周囲の土地への拡張の余地がないことから、申出地を選定された。なお、新工場建築後は既存工場を倉庫とするなど、利活用も計画されている。 また、位置的に水路、道路等と面しており、農作業効率や農地利	農振法第 13 条第 2 項各号該当 ・第 1 号 必要かつ適当、代替性なし ・第 2 号 地域計画の達成に支障なし ・第 3 号 農業上の効率的な利用に支障なし ・第 4 号 農用地利用集積に支障なし ・第 5 号 土地改良施設の機能に支障なし ・第 6 号 土地改良事業未実施

						1055 番 1	田	305 m ²			用集積への支障はない。 申出地は未整備田であるため、 土地改良事業が行われておらず、 地元自治会及び農業組合等の同 意を得ていることから、変更はや むを得ない。	
								計 37,838 m ²	0 m ²	▲田 37,503 m ² ▲畑 335 m ²		